

三重県の大気環境の現状と取組について

①現状

自動車から排出される窒素酸化物、粒子状物質の削減対策のため、平成13年6月27日に「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（以下「自動車NO_x・PM法」とする）が公布され、同年12月14日に首都圏、近畿圏、中部圏の8都府県276市区町村が対策地域に指定されました。

三重県では、一部地域で二酸化窒素、浮遊粒子状物質の環境基準が達成されていなかったことや名古屋地域と隣接すること等から四日市市、桑名市（旧多度町を除く）、鈴鹿市、川越町、朝日町、木曾岬町の6市町が対策地域に指定されました。（下図）

三重県では、自動車NO_x・PM法に基づき策定した自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画（平成15年8月策定：以下「総量削減計画」とする）に掲げた各種施策を実施してきましたが、平成22年度までの大気環境の状況は、二酸化窒素については、近年では、対策地域内の1測定局のみ環境基準は超過していました。一方、浮遊粒子状物質については、平成20年度から3年連続して全測定局で環境基準を達成していました。

平成23年度は、国の総量削減基本方針の変更を受け、最終目標年度である平成32年度に対策地域全域での環境基準確保を目的に、新たな総量削減計画の策定に向けて、関係機関から構成される三重県自動車排出窒素酸化物等総量削減計画策定協議会幹事会を開催し、前総量削減計画の削減状況、施策の実施状況等について関係機関と情報共有するとともに、NO_x等削減目標量を算定し、今後の施策等の検討を進めてきました。

今年度中に知事を議長とする同協議会を開催し、環境大臣への協議を経た後に、新たな総量削減計画を公告する予定です。

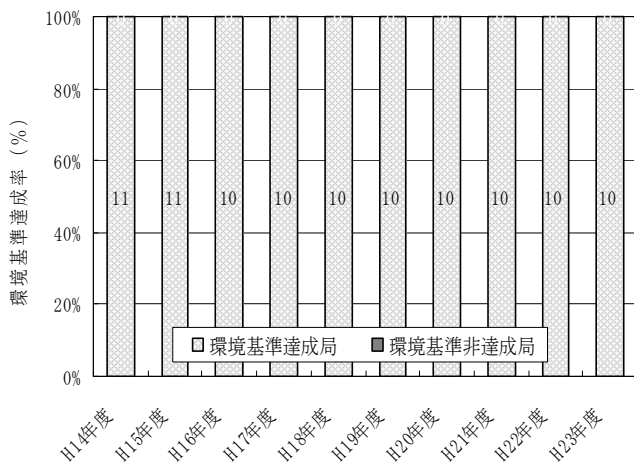
自動車NO_x・PM法対策地域

② 対策地域内の大気環境基準の達成状況

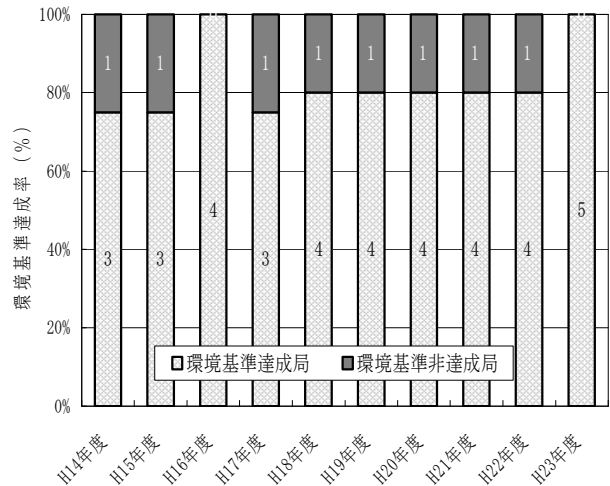
二酸化窒素（NO₂）については、一般環境大気測定局（以下「一般局」とする）では、平成14年度以降、全測定局で環境基準を達成していますが、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」とする）では、平成16年度以外は、対策地域内の四日市納屋局でのみ環境基準が達成されていませんでしたが、平成23年度には環境基準を達成することができました。

浮遊粒子状物質（SPM）については、平成14年度から平成19年度までは、対策地域内で環境基準の超過が見られましたが、平成20年度から22年度まで3年連続、全測定局で環境基準を達成していましたが、平成23年度は黄砂などの影響により非達成局が見られました。

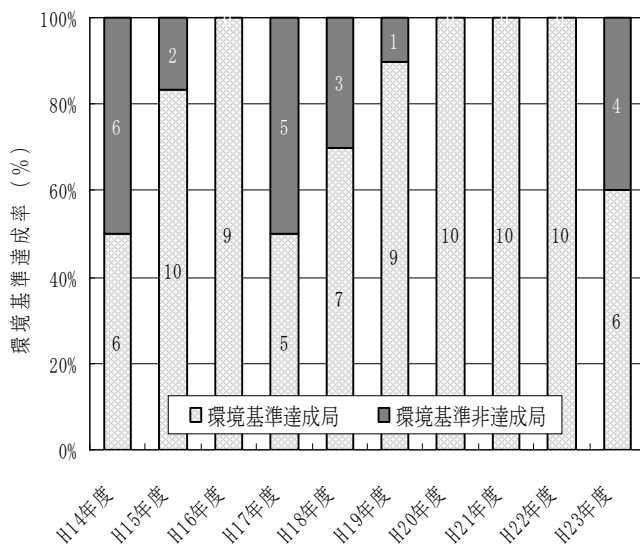
①NO₂ 環境基準達成状況の推移
(対策地域内 一般局)



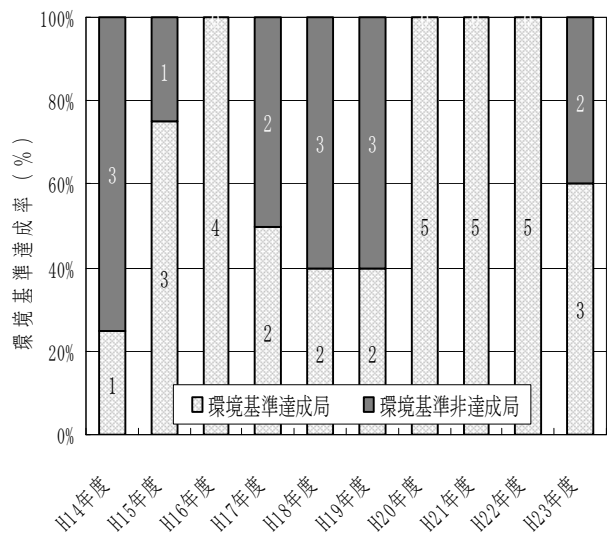
②NO₂ 環境基準達成状況の推移
(対策地域内 自排局)



③SPM環境基準達成状況の推移
(対策地域内 一般局)



④SPM環境基準達成状況の推移
(対策地域内 自排局)



③ 取組内容

(1) 車種規制

自動車 NOx・PM 法に基づく車種規制は、排出ガス基準に適合しない車両（以下、「非適合車」という。）を対策地域内に登録することができない規制です。

規制対象は、トラック・バス（ディーゼル車、ガソリン車、LPG 車）、ディーゼル乗用車及びそれらをベースに改造した特種車両となっています。

ただし、基準を満たしていない使用過程車は、初度登録から起算して車種ごとに猶予期間（8年～12年）が設けられています。

これにより、三重県対策地域内の排出基準適合率は平成 23 年 3 月末時点では、84.8% となっています。一方、三重県対策地域外の排出基準適合率は 60.8% と対策地域内外で差がみられます。

(2) 自動車使用管理計画

自動車 NOx・PM 法では、対策地域において自動車（軽自動車、二輪車を除く）を 30 台以上使用している事業者は、「自動車使用管理計画」を作成し、知事（運送事業者は国土交通大臣）に提出し、毎年、その進捗状況について報告するよう義務づけられています。

（平成 23 年度届出：知事あて 56 事業者、国交大臣あて 30 事業者）

(3) 自動車排出窒素酸化物等総量削減計画

自動車 NOx・PM 法に基づき、「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」（以下、「総量削減計画」という。）（平成 15 年度～平成 22 年度）を定め、平成 15 年 8 月 8 日に公告しました。

自動車からの窒素酸化物及び粒子状物質の排出量等については、環境省からの委託を受け、毎年度実績把握のため調査を行っています。

なお、現在は、国の平成 23 年 3 月の総量削減基本方針の変更を受けて、平成 32 年度までに対策地域全域で環境基準の確保を目標にした新たな総量削減計画を策定中です。

(4) 関係機関等の取組

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質を削減するために、国、県、市町、事業者等が協力して、物流対策や公共交通機関の利用促進等の各種対策を行いました。

（※詳細は、参考資料 3：三重県自動車排出窒素酸化物等総量削減計画（最終案）を参照ください。）